

令和3年11月8日

北勢交通圏タクシー準特定地域協議会
委員各位

一般社団法人三重県タクシー協会会長

北勢交通圏の準特定地域の指定に伴う協議会の書面開催について

北勢交通圏が「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）」（平成25年11月27日一部改正、平成26年1月27日施行）に基づき、令和3年10月1日から令和6年9月30日まで準特定地域に再指定されました。

準特定地域に指定されますと、平成26年1月24日改正されました、北勢交通圏タクシー協議会設置要綱を一部変更することになります。構成委員としましては、別添1「北勢交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（案）」の「第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。」と規定されております。

本来ですと協議会を開催し協議するところですが、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言は解除されていますが、多数での会議は、できる限り避けることとしていますので、書面での開催を予定していますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

書面によります決議につきましては、「1. 北勢交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（案）変更について」及び「2. 北勢交通圏の公定幅運賃の意見照会について」の2点となります。

「1. 北勢交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（案）変更について」につきましては、別添1「北勢交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（案）」についての決議となります。

なお、協議会の会長は、参考資料1「特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について」の3頁、「2. 準特定地域協議会の設置及び運営」の「(6) なお、協議会の会長は、学識経験者を持って充てることを基本とし」とありますので、学識経験者の委員とさせていただきたいと考えてい

ます。

また、副会長につきましては、一般社団法人三重県タクシー協会会長とさせていただきますと考えています。

「2. 北勢交通圏の公定幅運賃の意見照会について」につきましては、別添2「運賃の範囲の指定に関する通知について」の意見照会となります。

現行のタクシー運賃・料金の「自動認可運賃」が「公定幅運賃」となることから、北勢交通圏タクシー準特定地域協議会の各委員の方から、意見を聞くことになっています。

この変更によりタクシー運賃・料金については、名称が変更になるだけで、北勢交通圏の運賃につきましては、この「公定幅運賃」内の運賃・料金額以外の運賃は認めないことから、タクシー事業者以外の方にとっては、特に影響はございません。

別添3、によりまして、決議の回答を返送していただくことで、協議会の開催にさせていただきますので、ご理解・ご協力よろしくお願いいたします。

今後、北勢交通圏タクシー準特定地域協議会を開催させていただきますので、引き続き委員就任にご協力よろしくお願いいたします。

一般社団法人三重県タクシー協会

担当者：景山、宮原

TEL : 059-234-8438

FAX : 059-234-8448